

地方法人特別税が創設されました

～平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます～

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税（国税）及び地方法人特別譲与税が創設されました。

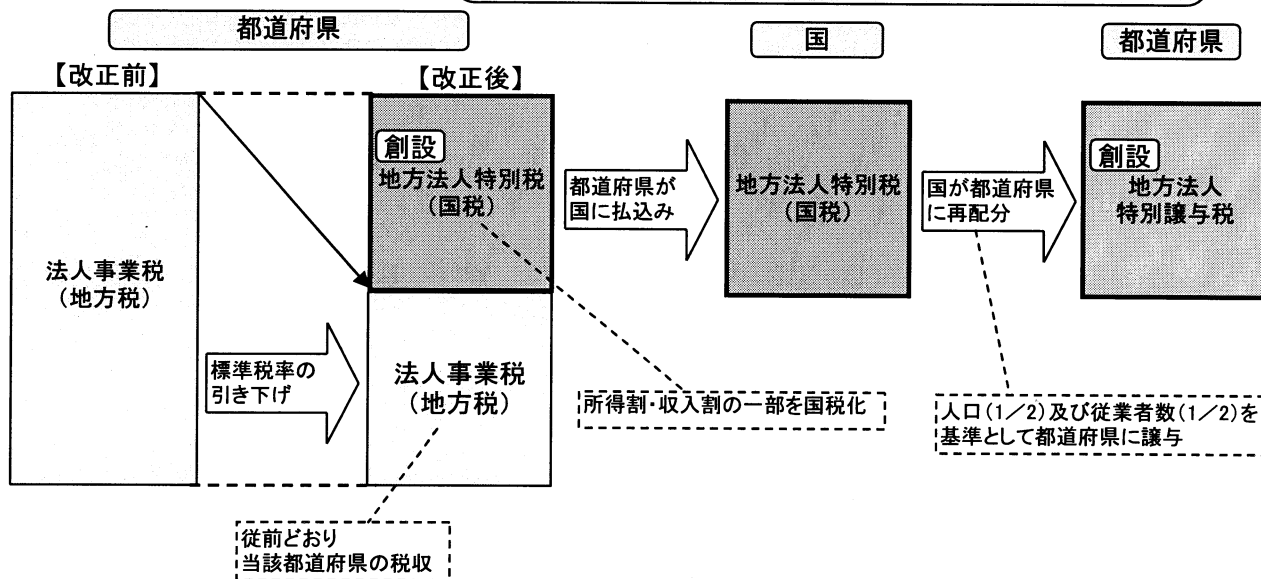
山 口 県

ポイント

- ◆ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税及び同日以後の解散（合併解散を除く）による清算所得（清算事業年度予納申告を含む）に対する法人事業税に併せて適用されます。
- ◆ 法人事業税の一部を地方法人特別税とする制度となっているため、この改正による各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担は増えることはありません。
- ◆ 最初の事業年度の予定申告については、前事業年度の地方法人特別税額がないため、経過措置が設けられています。

制度の概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年10月1日施行)



① 法人事業税の税率の改正

- ・ 法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が引き下げられます。

② 地方法人特別税（国税）の創設

- ・ 法人事業税の税率引き下げ分相当に対応して、地方法人特別税（国税）が創設されます。
- ・ 地方法人特別税は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）に税率をかけて計算します。
- ・ 都道府県に法人事業税とあわせて申告納付します。

③ 地方法人特別譲与税の創設

- ・ 地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されます。
- ・ 譲与基準は、人口（1/2）及び従業者数（1/2）です。

法人事業税の税率の改正

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割・収入割）の税率が引き下げられます。

法人の種類	所得等の区分	税率(%)		
		改正後	改正前	
外形標準課税法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	1.5	3.8
		年400万円を超え年800万円以下の所得	2.2	5.5
		年800万円を超える所得、 軽減税率不適用法人又は清算所得 ※	2.9	7.2
	付加価値割	付加価値額	0.48	0.48
	資本割	資本金等の額	0.2	0.2
普通法人 (外形標準課税法人を除く)	所得割	年400万円以下の所得	2.7	5
		年400万円を超え年800万円以下の所得	4	7.3
		年800万円を超える所得、 軽減税率不適用法人又は清算所得 ※	5.3	9.6
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	2.7
		年400万円を超える所得、 軽減税率不適用法人又は清算所得 ※	3.6	6.6
電気・ガス供給業、 保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.7	1.3

※平成20年10月1日以後の解散による清算所得に対して適用されます。

地方法人特別税の概要

◎適用時期

平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税及び同日以後の解散(合併解散を除く)による清算所得(清算事業年度予納申告を含む)に対する法人事業税に併せて適用されます。(事業年度が1年の場合、平成21年5月の中間申告から適用となります。)

◎納税義務者

法人事業税の納税義務のある法人

◎課税標準

基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額)

◎税率

区 分 (課税標準)	税率
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
収入金額課税対象法人の基準法人収入割額	81%

◎納める時期と方法

法人事業税と同じ申告書・納付書により、県税事務所に申告納付します。

税額の計算方法

地方法人特別税は、法人事業税と区分して税額を算出します。

<法人事業税>

所得金額又は収入金額 × 法人事業税の税率 = 所得割額又は収入割額 (百円未満切り捨て)

<地方法人特別税>

所得割額又は収入割額 × 地方法人特別税の税率 = 地方法人特別税額 (百円未満切り捨て)

※山口県は標準税率のため、基準法人所得(収入)割額は、法人事業税の所得(収入)割額と同額となります。

予定申告について

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、前事業年度の地方法人特別税額がないため、経過措置が設けられています。

◎平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 3.3

<地方法人特別税> (前事業年度の法人事業税額(各割の合計額) ÷ 前事業年度の月数) × 2.7

※外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額となります。

◎次の事業年度以降

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 6

<地方法人特別税> (前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数) × 6